

大阪狭山市立コミュニティセンターの指定管理者の候補者の選定結果について

大阪狭山市立コミュニティセンターの指定管理者の候補者の選定について、大阪狭山市公の施設の指定管理者選定委員会による審査の結果、下記のとおり選定を行いました。

選定した指定管理者の候補者については、12月定例会に議案として提案し、可決後、協定の締結を経て、令和8年4月1日から5年間、指定管理者として当該施設の管理運営を行うこととなります。

1 指定管理者候補者

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社

2 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

3 候補者選定の経過

	内 容
8月1日（金）～9月5日（金）	募集要項の配布
8月7日（木）	募集説明会の開催
8月1日（金）～8月20日（水）	質問票の受付
8月27日（水）	質問票の回答
9月1日（月）～9月5日（金）	申請書の受付
10月6日（月）	選定委員会の開催（第一次審査）
10月17日（金）	選定委員会の開催（第二次審査）
10月30日（木）	選定結果の通知

4 申請団体数

1件

5 指定管理料提案額

（単位：千円）

団 体 名	提 案 額						指定管理料※ (R6～R7年度)
	R8 年度 (2026 年度)	R9 年度 (2027 年度)	R10 年度 (2028 年度)	R11 年度 (2029 年度)	R12 年度 (2030 年度)	年平均	指定管理料 (年平均)
アクティオ 株式会社	41,506	41,566	42,766	43,976	45,016	42,966	62,180
							31,090

※指定管理料は、令和6年度の決算額と令和7年度の予算額の計

6 選定方法及び選定結果

大阪狭山市公の施設の指定管理者選定委員会において、第一次審査及び第二次審査を行い、指定管理者の候補者を選定しました。

(1)大阪狭山市公の施設の指定管理者選定委員会（12名）

会 長	今西幸蔵	（大学教授）
副 会 長	田中 斉	（大阪狭山市副市長）
委 員	井戸淑乃	（公認会計士・税理士）
委 員	渡邊信昭	（社会保険労務士）
委 員	楠 弘和	（大阪狭山市副市長）
委 員	古頃孝司	（大阪狭山市政策推進部長）
委 員	田中 孝	（大阪狭山市総務部長）
委 員	山本高久	（大阪狭山市健康福祉部長）
委 員	古川真一	（大阪狭山市まちづくり推進部長）
委 員	鶴田善道	（大阪狭山市市民生活部長）
委 員	山田裕洋	（大阪狭山市教育委員会事務局教育部長）
委 員	浜口 亮	（大阪狭山市教育委員会事務局こども政策部長）

(2)選定基準

① 第一次審査（書類による審査）

申請団体から提出を受けた事業計画書等の書類により、各評価項目（下記③の1～9）の採点に基づき審査を行い、第二次審査を行う申請団体を選定する。

② 第二次審査（面接を含む全体審査）

申請団体に対する面接を行い、当該申請団体からのプレゼンテーション等の内容を踏まえ、各評価項目（下記③の1～9）を改めて採点するとともに、面接に対する評価項目（下記③の10）を加えた採点に基づき審査を行い、指定管理者の候補者を選定する。

③ 評価項目（委員1人あたりの配点）

	第一次審査 (書類による審査)	第二次審査 (面接を含む全体審査)
1. 経営基盤	10	10
2. 応募理由	10	10
3. 施設の管理運営に関する基本的な考え方	30	30
4. 市民協働についての基本方針	20	20
5. 管理運営体制	50	50
6. 管理運営計画	80	80
7. 維持管理計画	10	10
8. 事業収支計画書	50	50
9. 価格	10	10
10. 面接		30
合 計	270	300

(3)第一次審査（書類による審査）結果

		アクティオ 株式会社
1. 経営基盤	(10 点×12 名)	102
2. 応募理由	(10 点×12 名)	95
3. 施設の管理運営に関する基本的な考え方	(30 点×12 名)	260
4. 市民協働についての基本方針	(20 点×12 名)	188
5. 管理運営体制	(50 点×12 名)	444
6. 管理運営計画	(80 点×12 名)	700
7. 維持管理計画	(10 点×12 名)	90
8. 事業収支計画書	(50 点×12 名)	442
9. 価格	(10 点×12 名)	120
合 計	(270 点×12 名)	2,441

上記の結果、1 者について、第二次審査を行うことと決定しました。

(4)第二次審査（面接を含む全体審査）結果

		アクティオ 株式会社
1. 経営基盤	(10 点×12 名)	102
2. 応募理由	(10 点×12 名)	94
3. 施設の管理運営に関する基本的な考え方	(30 点×12 名)	260
4. 市民協働についての基本方針	(20 点×12 名)	185
5. 管理運営体制	(50 点×12 名)	424
6. 管理運営計画	(80 点×12 名)	686
7. 維持管理計画	(10 点×12 名)	89
8. 事業収支計画書	(50 点×12 名)	420
9. 価格	(10 点×12 名)	120
10. 面接	(30 点×12 名)	223
合 計	(300 点×12 名)	2,603

7. 総評

大阪狭山市立コミュニティセンターの管理運営計画、事業収支計画書、管理運営体制など、選定基準に基づいて選定を行いました。第一次審査及び第二次審査を経て、慎重に審査した結果、コミュニティセンターの管理運営業務に対する熱意と意欲が感じられること、また、経営基盤、市民協働についての基本方針、維持管理計画など提案内容が優れていることなどから、選定委員会では上記団体が適切であるという結論に達しました。